

協議事項

協議第22号について、修正案を次のとおり提出する。

平成15年4月8日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦 夫

協議第22号（修正案） 財産及び債務の取扱いについて（財産区等）

- (1) 新しい財産区は設置しない。ただし、一の宮の財産区についてはそのまま継続し、事務についても新市に引き継ぐものとする。
- (2) 部落有林等（純部落有林を除く。）については、出来る限り実態を調査した上で合併までに調整するものとする。
- (3) 行政財産については、新市に引き継ぐものとする。
普通財産の山林・原野については、その保全に努め、使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

協議事項

協議第23号について、修正案を次のとおり提出する。

平成15年4月8日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦 夫

協議第23号（修正案） 一般職員の身分の取扱いについて

一般職の身分については、次のとおりとする。

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項により、すべて新市の職員として引継ぐものとする。
- (2) 職員定数は合併時の職員実数とし、合併までの新規採用は今後の退職者分を上限とするとともに、合併後の職員数については、定員モデル及び類似団体の定員を目標に定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び適正化の観点から調整し、統一を図る。
- (4) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

平成 年 月 日確認